

2026 年度「定期採用」に出願される皆さんへ（給付）※多子世帯の申込はこちらです**配付資料**

①2026 年度「定期採用」に出願される皆さんへ（本紙） ②募集要項 ③日本学生支援機構奨学金申請書 ④提出が必要な書類について ⑤日本学生支援機構奨学金学業成績基準について ⑥出願書類チェック表（茶封筒） ⑦スカラネット下書き用紙 ⑧学修計画書（RIKKYO PORTAL からダウンロードし、データ入力も可能） ⑨奨学金案内ダイジェスト ⑩「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット ⑪奨学金システム「ガクシー」会員登録のお願い

奨学金窓口で受け取った募集要項・RIKKYO PORTAL（メニュー▶奨学金▶日本学生支援機構奨学金（学部学生）▶奨学金への出願▶定期（在学）採用を確認のうえ、以下の手順で出願してください。

**①募集要項の受け取り****4 月 9 日（木）～4 月 30 日（木）**

募集要項を受取り、出願書類受付期間に必要な書類を揃えて出願してください。

②出願書類を準備し提出する**出願締切： 4 月 30 日(木)17：00**

【出願書類受付期間】4 月 14 日（火）～4 月 30 日（木）

【出願書類受付場所】池袋キャンパス 第一会議室（4/15(水)学生課奨学金窓口・4/22(水)、4/29（水）第二会議室）
新座キャンパス 学生課奨学金窓口

※1 年生は出身高校発行の調査書の提出が必要ですが、調査書の取得に時間がかかる場合は、調査書以外の書類を揃えて出願締切までに申請してください。

③インターネット入力による奨学金の申込**申込期日： 5 月 25 日(月)**

【入力期間】4 月 14 日(火) ～ 5 月 25 日(月)

※提出時に大学から交付された識別番号（ユーザーID と PW）でスカラネットにログインして奨学金の申込を行ってください。



RIKKYO PORTAL（メニュー▶奨学金▶日本学生支援機構奨学金（学部学生）▶奨学金への出願▶定期（在学）採用より「スカラネット下書き用紙記入例」を確認し、必ず入力前に内容の確認を行ってください。

④マイナンバー情報を登録する**登録期日： 5 月 25 日(月)**

スカラネットでの奨学金申込を完了させる（16 桁の受付番号が発行）



スカラネット「メインメニュー」画面より「個人番号(マイナンバー)の提出等」のボタンを押す



マイナンバー提出用サイトへ移動し、マイナンバー情報を入力

※マイナンバーカードを持っていない方もマイナンバーがわかれば登録可能です。マイナンバー提出用サイトの最後の画面で「送信」ボタンを押すと、その後の入力内容訂正はできません。誤って「マイナンバーを提出できません」を選択して「送信」ボタンを押した場合は、再度スカラネット申込、

【次ページへ続く】

マイナンバー登録等の手続き並びに「奨学金確認書兼地方税同意書」及び申込者本人の身元確認書類の提出の全てをやり直す必要があります。

⑤「奨学金確認書兼地方税同意書」を日本学生支援機構へ提出(郵送)する

提出期日： 6月1日(月)必着

※「奨学金確認書兼地方税同意書」は、生計維持者、申込者本人それぞれが自署し、必要事項を記入のうえ、申込者本人の身元確認書類を添付し提出期日までに郵便局窓口から**簡易書留**で日本学生支援機構へ郵送してください（黄緑色の提出用封筒を使用）。

【マイナンバー及び奨学金確認書兼地方税同意書に関する留意事項】

次のような場合は、採否結果の通知が遅れることがあります。

- ・「奨学金確認書兼地方税同意書」が期限までに日本学生支援機構へ提出されなかった場合
- ・スカラネットで入力した生計維持者の氏名や生年月日と「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載している生計維持者の氏名や生年月日に相違がある場合
- ・スカラネットで入力した生計維持者①、②のマイナンバーが入れ違いとなっている場合
- ・申込者本人の身元確認書類の有効期限が切れている場合 等

◆多子世帯の大学等の授業料等無償化について

「多子世帯の大学等の授業料等無償化」の希望者は修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）への出願が必要です。

- ・生計維持者の扶養する子どもの数が3人以上であり、出願者自身が生計維持者に扶養されている世帯が対象となります（住民税上の扶養する子どもの数が3人以上いる間、第1子から支援）
- ・所得制限なく授業料等減免の支援が受けられます。給付奨学金は支給額算定基準額に応じた支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）により支給額が決定します
- ・生計維持者の死別や離婚、暴力からの避難、行方不明、意識不明等、税情報に反映されない時期に「子どもの数」の変更ではない扶養の異動があった場合、当該事案の発生及び扶養に係る実態を公的機関による証明書を提出し申し立てを行うことで現在の扶養状況が審査に用いられることがあります。該当する方は窓口まで申し出てください
- ・審査対象となる時期の扶養状況が受給資格を満たさない可能性が高い場合も、現在生計維持者の扶養する子どもの数が3人以上である場合には、まずはお願いいただくことをお勧めいたします。国の判断により、個別審査が行われる場合があります
- ・「扶養する子」の数が2人以下だった方が、「新たに生まれた子等」が加算されることで多子世帯に該当すると判定される場合があります。該当する方は証明書類の提出が必要となりますので窓口まで申し出てください

◆災害、傷病、その他やむを得ない事由により学業成績基準に達していない場合

・災害等、傷病、その他やむを得ない事由により学業成績基準に達していないと認められる場合に、出願が可能となることがあります。診断書等証明書類の提出や面談等により状況を確認しますので、早期にご相談ください。

【連絡先】

池袋キャンパス（日本学生支援機構窓口開室日：月～金 9：00～17：00） 03-3985-4461

新座キャンパス（日本学生支援機構窓口開室日：火・木 9：00～17：00） 048-471-7125